

中野区教育委員会会議録

令和5年第10回定例会

令和5年3月10日

中野区教育委員会

令和5年第10回中野区教育委員会定例会

○日時

令和5年3月10日（金曜日）

開会 午前 10時00分

閉会 午前 10時32分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 平本 紋子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○出席職員

教育委員会事務局次長 濱口 求

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

渡邊 健治

指導室長 齊藤 光司

学校教育課長 松原 弘宜

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○傍聴者数

5人

○議事日程

1 議決事件

(1) 第7号議案 中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

それでは、定足数に達しましたので、教育委員会第 10 回定例会を開会いたします。

議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、伊藤委員をお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に入ります。

<議決事件>

入野教育長

初めに議決事件の審査を行います。

議決事件、第 7 号議案「中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、「中野区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」のご説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますが、教育委員会事務局の分課等及び分掌事務を改める必要があるためでございます。

改正内容につきましては、補足資料で説明をさせていただきます。

改正内容の (1) でございます。「学校教育課」を「学務課」に改称いたします。理由は、学校教育事務に係る関係各課の事務分掌を明確にするためでございます。また、改称に伴いまして、附則第 2 項で、「中野区教育委員会情報システム管理運営に関する規則」の、「学校教育課長」を「学務課長」とする改正を行います。

改正内容の (2) でございます。指導室の「教育事業係」を「事務係」に改称いたします。理由は、係名と業務内容の乖離を解消するためでございます。

改正内容の (3) でございます。指導室、学務課及び子ども教育施設課の分掌事務の一部を変更いたします。理由は、係の分掌事務の変更に伴いまして、規定整備が必要なためでございます。詳細につきましては、議案書及び新旧対照表をお読み取りいただければと思います。

施行日は、令和5年4月1日でございます。

補足説明は以上でございます。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございました。

わかりやすい名称のほうがいいと思っておりますけれども、どちらがわかりやすいのか。人によって感じ方も様々というところも、もしかしたら異なるかなとは思いますが、全体的な、ほかの自治体等を鑑みたときに、そういった名称、今回改められる新しい名称のほうが一般的であるということでも理解してもよろしいでしょうか。

子ども・教育政策課長

他の自治体と比べたときには、今回の改正した名称のほうが一般的ということになります。

入野教育長

他にご発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

質疑がほかにごございませんので、質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第7号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

次に、報告事項に入ります。

教育長及び委員活動報告について、事務局から報告する事項はございませんが、各委員から活動報告がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、私のほうから。中野区の学校の退職校長感謝状贈呈式が、8日の水曜日に行われました。今年、定年退職をなさる校長先生方が4名いらっしゃいまして、この4名に教育委員会のほうから感謝状を差し上げたという式でございます。区長のご臨席のもとに、4

人の校長先生に感謝状を差し上げまして、一言ずつお話をいただいたという会でございます。

その同期の校長先生方も、早期退職をなさっていたり、それから実はもう亡くなられた校長先生もいらしたりということで、感慨深い式になったのですけれども、校長先生方の思いとしては、本当に中野区の子どもたちのために、東京都の子どもたちのためにということで、長年ご尽力をいただきましたことがよくわかるご挨拶でございました。ご報告申し上げます。

ほかにご発言がなければ、委員活動報告を終了したいと思います。

<事務局報告>

入野教育長

次に、事務局から報告はございますでしょうか。

指導室長

令和3年度に発生した都内公立学校における体罰等の実態把握の結果について、口頭にて説明をさせていただきます。

令和3年度は、全都の公立小学校で3件、公立中学校で4件の体罰が報告されております。このことは、2月2日から都のホームページのほうにも公表されております。

中野区では、小学校で1件、中学校で1件発生し、都に報告したところでございます。いずれも、児童・生徒に大きなけがはありませんでしたが、教育委員会といたしましても、子どもの人権に関わる大変大きな問題と捉え、学校、中野区教育委員会、東京都教育委員会が、当該教員への聞き取りと、指導、研修などを行ってまいりました。

昨年度、この体罰事案を受けまして、令和3年11月から、昨年度末の令和4年3月末まで区独自の服務事故防止期間を位置づけまして、服務事故防止の徹底を図ってまいりました。取組内容といたしましては、1、教職員に事故を絶対に起こさないという意識を高めること。2、教職員としての自覚と責任を持った行動の習慣化を図ること。3、事故を組織的に防ぐ体制づくりの強化を指導してまいりました。この体制づくりの強化につきましては、一人ひとりの服務に対する自覚を一層高める研修の実施と、教員相互の理解と協力し合える環境の構築を、校長のほうには話をしてまいりました。

今年度に入りましても、再発防止に向けまして、あらゆる機会を捉えて体罰の根絶を徹底するよう、繰り返し全校に働きかけをしているところでございます。

特に今年度7月から8月は、都が服務事故防止月間と定め、体罰の防止研修や啓発が各

学校で徹底されるようにしているところでございます。また、各学校では、体罰防止に向けた標語を学校それぞれで個別に作成をいたしまして、ホームページに掲載をしているところでございます。

中野区教育委員会といたしましても、今回の件を重く受け止め、今後二度とこのような事案が起きないように、体罰根絶に向けた働きかけをさらに強化してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご報告ありがとうございます。

大変残念なことで、重く受け止めております。特に、幸いけがはなかったということですが、身体的なけががなくとも、心の傷、あるいは傷にまでならなかったとしても、その体験をどう意味づけていくのか。また、周囲のお子さんもどう意味づけていくのかということがあると思っております。

今回子どもの人権ということで、様々な取組が活発になってきて、大変ありがたいことだと思いますが、体罰につきましては、そういった、人権意識と言ってしまうと一般的な言葉になってしまいますけれども、普段からの、先生方が子どもたちに対してどういう姿勢でいらっしゃるか、あるいは子どもも含めて学校全体でどういうコミュニケーションが行われているかということに、大きく左右されるもののように思っておりますので、ぜひ、体罰ということだけでなく、お互いの意思疎通や、望ましい教育が行えるような学校環境づくりということで、改めて先生方に周知していただけるとよいのではないかと思いますし、また、そういった取組について、積極的に考えていく必要があると思われました。

以上です。

岡本委員

防止策として、組織的に防ぐ体制づくりの強化というお話がありました。今の伊藤委員の、学校全体でどんなコミュニケーションが行われているかというところで、その組織づくりが、例えば、体罰をしないようにお互いに注意し合いましょうみたいなところだと、ちょっと余計に息苦しい学校の現場になってしまうのかなと思います。

質の高い人間関係ができるようなコミュニケーションをとって行って、お互いにしんど

いときに助け合える。先生がクラスで孤立しないような、そういった組織をつくっていただきたいなと思いました。そういうための研修をぜひ実施していただきたいと思います。以上です。

平本委員

ご説明ありがとうございました。全体の件数からしますと、やはり中野で2件というのは、大変重く受け止める必要があると感じております。

教員の先生方の認識としては、もちろん体罰はしてはいけないという、一般的な部分としては、皆さん、多分共通認識として持たれていらっしゃるって、ご理解もあるのだとは思いますが、具体的なところで、これぐらいであったらいいとか、あとは場合によっては、これをしてもいいのだというような、そういう具体的なレベルで落とし込んで、理解されていないようなケースも多いのかなと、私自身も自分の本職のあたりでも感じておりますので、これから組織的に防止していく体制づくりの中で、一般的に呼びかければよいということではなくて、具体的な事例を交えながら、「こういう行動が体罰に当たるんですよ」というところを共有していくこと。そして、子どもたちを1人の人間として尊重する姿勢が大切なですよということを改めて具体的な部分まで落とし込んで、区としても啓発、防止、そして研修のところを改善していけるとよいのかなと思っておりますので、ご検討よろしく願いいたします。

伊藤委員

やはり改めて、暴力に頼らない、当たり前ですけれども、そういう指導についても、具体的に周知していく必要があるのではないかなと思います。

以上です。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。

基本的には、今回の事例は、起こった段階で学校間でも共有を具体的にはしておりますし、その中で、やはり教育委員会としても、どのような対応がよかったのかということと、そもそも、子どもたちの人権も含めて、教師の指導というものはどういうものかということについても、改めていろいろな研修の機会でも研修をしてきております。

併せて、学校の組織としてこういう体質を生まないということでの組織づくりということで、お願いをしたところでございます。

また、お互いに、生まないということもそうですし、それを防ぐというのも変ですけど

も、そういう場面を見かけたときに、どう対応するかということも含めて、改めて考えていただいたというのが、今年の3月までのことでした。

引き続き、教育委員会としても、事務局としても重く受け止めておりますので、きちんとした対応をしてみたいなと思っております。体罰につきましては、年3回でしたでしょうか。これも、子どもたちのほうからアンケートをしっかりとっております。そこで出てこないものもあると思いますので、そういうことも含めて対応していきたいなと考えております。

それでは、本報告は終了いたします。

その他、報告事項はございますでしょうか。

指導室長

自殺防止対策について、口頭にて説明をさせていただきます。

18歳以下の自殺が、2022年、過去最多の512名となりました。極めて憂慮すべき状況にあると考えております。また、3月は自殺防止強化月間でもあります。小中学校全校で春季休業日を迎えるに当たりまして、組織全体で児童・生徒の自殺予防の取組を確実に行うとともに、学校と家庭、関係機関等との連携を強化し、子どもたちへの支援体制の充実を図るよう、指導、助言を行っております。

水曜日に実施をしました定例校長会でも話をしましたし、また通知のほうも発出をいたしました。主な内容といたしましては、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応に向けた取組や、不安や悩みを抱えたときに身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さについて、全ての児童・生徒に適宜指導すること。また、保護者、地域に向けましては、学校だよりや学校のホームページ等により、休みの期間中の家庭における見守りの強化について、依頼をしたということでございます。

その他といたしましては、相談窓口の周知や、令和5年2月に文部科学大臣からも全国の児童・生徒等に向けた自殺予防に関わるメッセージが送付されましたので、児童・生徒及び保護者への周知を依頼したところでございます。

説明は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、何かご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。本当に今回、若い方の自死、自殺がとても多くて、大きな

問題だなと思っております。そして、高校生が多かったかと思うのですけれども、やはりその前の段階で、小学校、中学校のときの体験というのも、レジリエンスなど、いろいろな言葉が使われますけれども、将来にわたる心の健康ということにすごくつながると思います。特に今はコロナ禍で当たり前のことが当たり前にできなかった、友達づくりや、楽しい思い出づくりや、いろいろなことができなかったというお子さんがどうしても多くなってしまうと思いますので、単に自殺はいけないとかそういうことではなくて、まずは友達づくりですとか、楽しい体験、充実できる時間、そういったものを子どもたちが十分体験できるような環境づくりをお願いしたいと思いますし、また、ぜひ、これを機会に、いま一度、ちょっと気になるお子さん、ちょっと心配だなと思うようなお子さんには、積極的に「おはよう」でも何でもよいので、先生方に声をかけていただくという取組や、スクールカウンセラー等につないでいただくような取組を、いま一度、3月にしていただけるよいなと思いました。

以上です。

平本委員

自死が非常に増えているということで、特に若者の自死について、大人も含めてですけれども、自死に至るケースのおよそ9割以上が、何らかの精神疾患を抱えていると今言われていると思います。大人自身も心身の不調があったときに、なかなか医療機関を使うことにためらいがあるとは思いますが、保護者のほうも、お子さんに不調が出ているとき、自死につながるけれども、些細な体調不良とかそういうので結構あらわれてくる。頭が痛いとか、お腹がずっと痛いとか、そういった何か異変を感じたときに、カウンセラーや医療機関を頼ってもいいのだということを認識できればと思いますし、家庭内だけで解決するのではなく、学校や、その学校のカウンセラーを含めて、頼れるような関係づくりが、学校側のほうから発信もできれば、今後、より広めていけるかなと考えています。

以上です。

入野教育長

中野区は、珍しいのですけれども、中学校1人、小学校1人の精神科医の校医さんがおりますので、そういったことも含めて、いろいろな機会に広めていきたいなとは思っております。

ほかにございますでしょうか。

村杉委員

その前に体調不良だったり、平本委員がおっしゃいましたが、不登校だったり、友人関係のトラブルだったり、やはり何らかの徴候が出てくることが多いと思いますので、それを早くキャッチするということが大切だと思います。病気だけではなくて、そういうことがあったときに、平本委員がおっしゃいましたが、できれば医療機関に相談していただければと思います。

以上です。

入野教育長

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

その他、報告事項はございますでしょうか。

指導室長

学校における新型コロナウイルス感染症対策について、口頭にて説明をさせていただきます。

1月27日及び2月10日に、国のほうから、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針が発出されました。この方針を受けまして、学校や幼稚園におけるマスクの取扱いに大きな変更はございませませんが、現状のマスクの着用について、まずは説明をさせていただきます。

3月31日までの教育活動についてですが、従来どおり、屋外や屋内でも、距離、およそ2メートル以上というのが目安になっておりますが、こちらの距離が確保できて、会話をほとんど行わない場合には、マスクの着用が必要ないこと。また、屋内で距離が十分に確保できない場合や、会話を行う場合には、マスクの着用を推奨するなど、活動場所や活動場面に応じた指導を行ってきております。

卒業式や卒園式については、教育的な意義を考慮しまして、幼児、児童、生徒及び教職員は式典全体を通じて、マスクを着用せず出席することを基本とした上で、実施いたします。ただ、歌唱等の場合は、マスクの着用を呼びかけるということになってございます。

また、4月1日以降の教育活動でございます。2月1日付の決定におきましては、4月1日以降に、また改めて通知が来ることとなってございます。学校には、様々な状況の児童・生徒、また幼稚園には幼児が在籍しているため、マスク着用の有無による差別や偏見がないよう、引き続き適切に指導を進めてまいりたいと考えております。

今、説明をさせていただいた内容は、中野区教育委員会のホームページのほうにも掲載

をさせていただいているところでございます。

説明は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言はありますでしょうか。

伊藤委員

マスク着用についての差別や偏見というお話が最後にあったのですけれども、やはりそういうことも、先ほどの体罰等についても同様でございますけれども、普段の学校の文化の中で、多様性がどれだけ認められるかということにも関わってくると思います。

ですので、普段からといっても、4月までもう日もないですけれども、個人の判断というふうなことで、いろいろな人がいろいろな事情の中で、またいろいろな考えの中で選択するということが悪いことではないということ、ぜひ、あらかじめ児童・生徒の皆さんにもご指導いただけるような、そういった多様性を確保できるような教育についての意識も高めていただけると、もしかしたらいいのかなと思いました。

以上です。

岡本委員

子どもが着用するかどうか、保護者の意向も非常に大きいと思います。もう既にこのコロナ禍の間に、学校に保護者から様々な意見もあつたらうと推察はしておりますけれども、個人の判断となると、ちょっとしんどい思いをする保護者の方もいらっしゃるかもしれないですね。そこを担任の先生任せ、学校任せにするのではなくて、さっき教育委員会ホームページにも掲載されているとおっしゃいましたけれども、区全体としての考え方というのをぜひ保護者にももっと周知をしていただきたいと思いますなと思いました。

例えばPTAという団体も一つ協力いただくルートとしてもあるのかもしれませんが、様々な方法を検討していただければと思います。

以上です。

入野教育長

それでは、本報告は終了いたします。

その他、報告事項はございますでしょうか。

指導室長

特別非常勤講師を活用した授業の実施について、口頭にて説明をさせていただきます。

学校のほうからも写真を送っていただいておりますので、そちらのほうも併せてごらん

いただけたらと思います。

みなみの小学校の1年生4クラス、2年生3クラスの子どもたちに、各学級、それぞれ6時間ずつ跳び箱を使った運動遊びの授業を行っていただきました。今回担当していただきました特別非常勤講師の先生でございますが、スポーツトレーナー等や体操教室を行っている先生でいらっしゃいます。また、鍼灸治療等も行っている方でございます。全国大会等でも活躍をされていて、オリンピックの選手選考でも選考委員を務めているという先生でいらっしゃいます。

実際に私も授業を見に行かせていただきまして、私が見た授業は1年1組の子どもたちへの指導でございましたけれども、まず安全面への配慮が非常に行き届いて実施ができていました。グループを七つぐらいに分けまして、少ない人数で、子どもたち同士も声をかけながらお互いの頑張りを評価したり、また、講師の先生も各グループを回って非常にプラスの声かけをしてくださっていました。

また、授業の中でお手本を3回ほど見せてくださったのですが、やはり子どもたちも目の前で体操選手ならではの美しい演技を見たときに、思わず自然に拍手がわいていたなんていうのが非常に印象に残っております。非常にソフトに声をかけてくださる先生でいらっちゃって、子どもたちも安心をしながら授業に参加している様子が見られました。

また、学級担任のほうも、同じように各グループを回って子どもたちに声かけをしながら、子どもたちの頑張りを評価してくれていたというのが大変印象に残っております。

こちらの授業は、都でもこの講師の先生は研修を受けて、都内の学校に来て授業をしてくださっているというものでございます。学校の希望によって都から派遣をしてもらえるというような制度ですので、来年度以降も、学校から希望があれば、ぜひ積極的に活用していけたらと考えています。

説明は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

初めてというか、新しい制度でしたので、どのような形で実施されるのか気がかりでしたが、今ご報告いただいて、子どもたちにとっても大変意味のある特別な授業になったということがわかりましたし、安全に行われたということで、大変安心いたしました。

普段ない、そういった卓越した方の模範演技を拝見できるとか、この制度ならではの効

果のある時間というのが、これからも子どもたちが体験できるとよいなと思いました。ありがとうございます。

岡本委員

ほかの学校の先生方がこの制度をどれくらい認識していらっしゃるって、このみなみの小学校での実践を、事務局の皆さんは見学に行かれたということなのですけども、例えばほかの学校からも見学に来られていたとかはありますか。

指導室長

まず、この授業自体ですけども、校長会等でもお話しはしていますし、通知のほうも出しているところがございます。主にこの講師を派遣してくださる教科としましては、外国語活動や英語の授業、そして体育というところがメインにはなっているところです。

今回の授業を他校の先生方がどのくらい参観に来たかというのは、私どもも把握はしていないのですが、ちょうど私が授業を参観しに行ったときに学校の評議員の方々がいらっしやっています、保護者や地域の方々がやはり同じようにこの講師の先生のデモンストレーションを見て非常に喜んでいらっしやっていて、子どもたちが本物に触れる、目の前で演技をしてもらえるというのは大変貴重な機会であるというご意見をいただいたところでございます。

入野教育長

よろしいでしょうか。ほかにもございますでしょうか。

ほかにご発言がございませんので、本報告を終了いたします。

それでは、最後に、事務局から次回の開催についてご報告願います。

子ども・教育政策課長

次回の教育委員会でございますけれども、3月24日午前10時から区役所5階の教育委員会会室で開催する予定でございます。来週17日は中学校の卒業式でございますので、休会となります。

以上でございます。

入野教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第10回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午前10時32分閉会